



2019 年度
電源 I ʼ 廠気象対応調整力募集要綱

東京電力パワーグリッド株式会社

2019年8月30日16時時点の公表内容につきまして、主旨の明確化のため、以下の点を修正いたしました。

第8章 契約条件

1(11) アグリゲーターに関する事項

【修正前】

- (二) 電源 I 〳 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が属地 TSO 約款(計量)該当しないこと。

【修正後】

- (二) 電源 I 〳 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が属地 TSO 約款(計量)における技術上・経済上やむをえない場合等特別の事情があつて計量器を取り付けない事業者等、に該当しないこと。

目 次

第1章	はじめに
第2章	注意事項
第3章	用語の定義
第4章	募集スケジュール
第5章	募集概要
第6章	応札方法
第7章	評価および落札案件決定の方法
第8章	契約条件
第9章	その他

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制導入にともない、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため、70.4万kWに相当する設備等（以下「電源Ⅰ 厳気象対応調整力」といいます。）を入札により募集いたします。
3. この電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、当社が電源Ⅰ 厳気象対応調整力として募集し、電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kW）契約および電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約を締結する発電設備または負荷設備等（以下「契約設備」といいます。）が満たすべき要件、評価方法等について説明いたします。

また、落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kW）契約書（ひな型）および電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）を参照してください。
4. 本要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時等に確実に期待できる需給バランス調整力を、効率的に確保するために、本要綱に定める募集条件等にもとづき、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供できる事業者を入札により募集いたします。入札によって手当される電源Ⅰ 廠気象対応調整力は、調整力のコスト低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ 廠気象対応調整力の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお、この経済的要素に加え、需給バランス運用の弾力性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価いたします。このため、応札者は入札書等を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸要件および募集に合わせて公表する電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約書(ひな型)ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約書(ひな型)の内容を全て承認のうえ、当社に入札書等を提出してください。
- (5) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約設備は、当社が別途定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約を当社と締結していただく必要があります。
- (6) 当社が属地TSOとなる場合で、契約設備が、当社が別途定める、電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にて規定する電源Ⅱ周波数調整力または電源Ⅱ需給 balan

ス調整力募集要綱にて規定する電源Ⅱ需給バランス調整力の技術的要件を満たしている場合かつ当社と協議のうえ双方の合意が得られた場合は、上記(5)による電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を当社と締結することも可能といたします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札候補案件決定以降、別途協議いたします。

(7) 上記(5)または(6)に加え、契約設備が発電設備である場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款（以下「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約が締結されていることが必要です。また、契約設備がデマンドリスポンス（以下「DR」といいます。）を活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。なお、発電量調整供給契約の契約者または接続供給契約の契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約者および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約者とが同一であることは求めません。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、本要綱では「属地TSO」といいます。）

(8) 当社が属地TSOとなる場合、別途募集いたします電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅱ需給バランス調整力に応札する契約設備と同一の設備等を用いて、電源Ⅰ 廠気象対応調整力へその容量の全部または一部が重複して入札を行なうこと（以下「重複入札」といいます。）も可能といたします。その場合の落札判定は電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅱ需給バランス調整力、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の順に実施し、落札となった契約設備につきましては以降の応札の評価対象外といたします。ただし、入札書(様式1)12項において応札量の調整についての記載がある場合、その記載にもとづいて契約設備の容量の一部を落札とすることがあります。

なお、同一応札者による同一募集枠への重複入札はできないものといたします。

- (9) 当社が属地TSOとなる場合、別途募集いたします電源Ⅰ周波数調整力または電源Ⅰ需給バランス調整力に応札する契約設備の容量を複数に分割し、その分割した容量(明確に区分できる必要があります)ごとに重複しない範囲で電源Ⅰ「廠気象対応調整力」へ入札を行なうこと(以下「複数入札」といいます。)も可能といたします。ただし、同一応札者による同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。
- (10) 応札者は、電源Ⅰ「廠気象対応調整力」への入札に加え、上記(8)および(9)による重複入札または複数入札を行なう場合は、それぞれの入札が、重複入札対象または複数入札対象である旨を入札書に明記してください。なお、明記が無く、同一の契約設備から複数の募集枠への応札がなされていて、当社にて落札案件決定ができない場合、当該契約設備に係る全ての応札を無効とさせていただきます。
- (11) 当社への入札と同一の契約電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般電気事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象か、入札時に明確にさせていただきます。(入札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への入札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての入札を無効とさせていただきます。)また、この場合の入札は次の通りとさせていただきます。
- (イ) いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名(契約電源等名称)としていただきます。
- (ロ) 複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。

なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札される場合は当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

- (12) 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、速やかに書面（様式7）により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、当該募集期間において再度選考の対象として復帰できませんので、あらかじめご了承ください。

なお、入札辞退者の入札書は速やかに返却いたします。

- (13) 本要綱にもとづく電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力）は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものいたします。

- (14) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものいたします。またジョイント・ベンチャー等のグループ（以下「JV」といいます。）で応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業全ての会社名および所在地等を様式2により明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものいたします。

- (15) 以下のイからハまでのいずれかに該当する関係（資本関係または人的関係等）にある複数の者の本入札への応札は認めないことといたします。このため、上記関係にある複数の者が本入札の応札を希望する場合は、そのうち一の者より応札するか、JVとして応札してください。

イ 資本関係

- (イ) 会社法第2条第4号の規定による親会社と会社法第2条第3号の規定による子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ 人的関係

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ハ その他、上記イまたはロと同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

(16) 本要綱にもとづき評価した結果、当社が電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力) を締結することを決定した応札者 (以下「落札者」といい、協議の後に、当社と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を締結 (または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力) した落札者を「契約者」といいます。)、属地 TSO または当社が第三者と合併、会社分割または電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約) に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとしたします。

(17) 応札にともなって発生する諸費用 (本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、契約協議に要する費用等) は、全て応札者で負担するものとしたします。

(18) 入札書は全て日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(19) 入札募集期間中、入札書提出後に入札書の内容を変更する場合は、内容変更

前の入札辞退書とともに新たに内容変更後の入札書を提出してください。

なお、入札募集期間終了後に入札書および添付書類の内容を変更することはできません。

また、ページの差替え、補足説明資料等の追加も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については、これに応じていただきます。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は、本要綱第5章1（5）ハにおける設備（または需要家）の重複確認、本要綱2章1（11）における複数入札の妥当性確認および本要綱第7章（評価および落札案件決定方法）における、落札案件を一意に決定するために必要な範囲に限り、関係する一般送配電事業者との間で、入札情報の一部を共有いたします。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社ホームページ問い合わせ専用フォームより受け付けいたします。

なお、審査状況等に関するお問合せにはお答えできません。

当社ホームページ問合せ専用フォームURL：

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/reserve/2019/index-j.html>

第3章 用語の定義

1. 契約・料金関連

(1) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約

10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時ににおいて、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

(2) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力

電源Ⅰ 厳気象対応調整力として電力を供出していただく契約設備との契約kWで、指令応動時間以内に応動可能な出力幅で契約上使用できる最大値をいいます。なお、DRを活用した負荷設備等の場合は、属地TSOの約款における損失率を考慮したものといたします。

(3) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kWh)契約

当社が契約設備を活用し、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の供出を受けた際に、そのkWhに係る取決めを締結する契約をいいます。

(4) 電源Ⅱ周波数調整力契約

当社が別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にもとづき、当社が公募により調達する、主に実需給断面で安定的に継続して周波数制御および需給バランス調整を実施するための専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整可能な電源等を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

(5) 電源Ⅱ需給バランス調整力契約

当社が別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱にもとづき、当社が公募により調達する、主に実需給断面で安定的に継続して需給バランス調整を実

施するための専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整可能な電源等を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

(6) 運転継続時間

契約設備が、電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力で電力の供出を継続できる時間をいいます。

(7) 運転継続可能時間

契約設備に当社が電力の供出の継続を求める時間をいいます。

(8) 指令応動時間

当社または当社から依頼を受けた属地TSOからの電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力の供出指令（以下、本要綱の指令に係る記載において、特段の規定が無い場合は、同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地TSO」に読み替えるものといたします。）を受信した後、契約設備が、実際に電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力を供出するまでに要する時間をいいます。

(9) 電源 I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間

平日時間のうち、契約設備を当社の指令に従い電力の供出が可能な状態で維持できる時間をいいます。（9～20時の最大11時間）

(10) 計画外停止日数

契約設備が、事故あるいは計画になかった補修等により停止に至った日数をいいます。ただし、当社設備の故障等による停止に関しては別途協議といたします。

(11) 基本料金

契約設備がkWを供出するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を契約月数で除し、毎月精算いたします。

(12) 従量料金

当社指令により、契約設備が起動・運転または需要抑制を行ない、電力量 (kWh) を供出するために必要な費用への対価をいい、電源Ⅰ「廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約) にもとづき精算いたします。

(13) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいい、燃料費等の情勢を反映するため、契約者から原則として毎週提出していただきます。本要綱において定める申出単価の種類は、上げ調整単価 (V1) のみがあります。

※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける契約設備においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価 (V2) を設定いたします。このような契約設備との契約 (電源Ⅰ「廠気象対応調整力 (kWh) 契約 (または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約、)) の詳細については、電源Ⅰ「廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (ひな型) (または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書 (ひな型) もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書 (ひな型)) を元に別途協議いたします。

(14) 上げ調整単価 (V1)

当社が契約設備に対して、出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う 1kWhあたりの単価をいいます。

(15) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約設備に対して、出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る 1kWhあたりの単価をいいます。

2. 電源分類・需給関連・発電機関連

(1) 電源Ⅰ周波数調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる契約設備をいいます。なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須といたします。

(2) 電源Ⅰ需給バランス調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる契約設備をいいます。なお、常時の周波数制御には用いず、需給バランス調整対応の調整力のため、周波数調整機能の具備は必須としないものといたします。

(3) 電源Ⅰ

当社の専用電源として、常時確保する設備等をいいます。その使用目的に応じ、電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力に区分されます。

(4) 電源Ⅱ周波数調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰを除きます。）で、ゲートクローズ（以下「GC」といいます。）以降余力がある場合に当社が周波数調整および需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(5) 電源Ⅱ需給バランス調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰおよび電源Ⅱ周波数調整力を除きます。）で、GC以降余力がある場合に当社が需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(6) エリア需要

当社の供給区域で消費される電力のことをいいます。

(7) H1需要

10年に1度程度の割合で起こりうる厳気象時における高需要で、想定される最大のものをいいます。

(8) H3需要

ある月における毎日の最大電力（1時間平均）を上位から3日とり平均したもののうち、年間で最大のものをいいます。

(9) 厳気象発生月

猛暑および厳寒により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいいます。当社では発生月を夏期（7～9月）および冬期（12～2月）といたします。

(10) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力の不足が見込まれる状態のことをいいます。

(11) 平日時間

本要綱においては、厳気象発生月における、9時～20時をいいます。ただし、12月30日～1月3日および、それらの日以外の土日祝日は対象外といたします。

3. 発電等機能関連

(1) 専用線オンライン指令

当社が周波数制御または需給バランス調整を行なうため、当社中央給電指令所（以下「中給」といいます。）システムから、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、運転指令することをいいます。

また、中給～契約設備間の通信設備等（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。））が必要となります。

なお、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オ

ンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）”と表記いたします。

(2) 系統連系技術要件

属地TSOが維持・運営する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいい、属地TSO約款の別冊にて規定いたします。

(3) 周波数調整機能

契約設備が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的とし、契約設備の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(4) 需給バランス調整機能

契約設備が接続する電力系統の需給バランス調整を目的とし、契約設備の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(5) DPC

中給から発電機に対して運転基準出力を指令する装置をいいます。

(Dispatching Power Controlの略) : OTM (Order Telemeterの略) と同義

(6) DR

需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みをいいます。

(DR:Demand Responseの略)

(7) アグリゲーター

複数のDR可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御することにより、当社に調整力を提供する事業者をいいます。

(8) 調整力ベースライン

約款、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）における標準ベースライン等、DRを実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に属地TSOの約款における損失率を考慮したものをいいます。

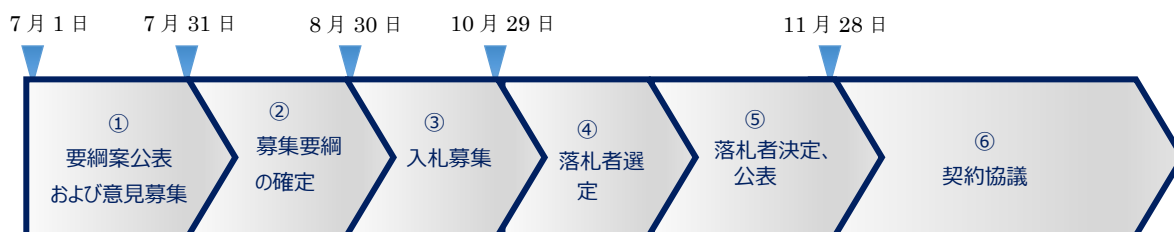
4. その他

(1) 当社エリア

当社の供給区域である次の地域をいいます。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

第4章 募集スケジュール

1. 2019年度における入札公表から、落札者との電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/1～ 7/30	①要綱案公表および意見募集 (RFC)	当社は、次年度分の電源Ⅰ 廠気象対応調整力を調達するための本要綱案を策定し、入札募集内容を公表するとともに、本要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行いません。応札者は、本要綱案を参照のうえ、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて7月30日(火)までに専用フォーム URL より意見を提出してください。
7/31～ 8/29	②募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を踏まえ本要綱を確定いたします。
8/30～ 10/28	③入札募集	当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書等を作成し、10月28日(月)までに応札してください。
10/29～ 11/27	④落札者選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定いたします。ただし、募集容量に達しなかった場合は、状況により対応を検討いたします。
11/28～	⑤落札者決定、公表	当社は、選定結果にもとづき落札者を決定いたします。
11/29 以降	⑥契約協議	当社は、落札者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約に関わる協議を開始し、契約いたします。

※電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約への公募に応札いただいた電源で、落札後、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結を希望される場合、10/28 までに契約申込をお願いします。(詳細は電源Ⅱ周波数調整力募集要綱もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。)

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源Ⅰ 廠気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりといたします。

(1) 募集容量

70.4万kW

イ 募集容量は70.4万kWといたします。

ただし、東北電力株式会社(以下、「東北電力」と呼びます)の系統に連系する電源等での入札量は25万kW以下としてください。

ロ 別途募集いたします電源Ⅰの落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ずその募集容量(369.9万kW)を超過した場合は、本要綱における募集容量から当該超過分を控除することといたします。

(2) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間

2020年4月1日から2021年3月31日まで

電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までといたします。

(3) 対象設備等

当社または東北電力の系統に連系し当社からの指令に応じ出力調整可能な設備等

イ 当社または東北電力の系統(離島を除きます。)に連系する設備等(連系線を経由して当該一般送配電事業者の系統に接続するものを除きます。)で、当社からのオンライン指令(簡易指令システムを用いたものを含まず。)により出力調整可能な火力発電設備、水力発電設備、およびDR事業者等といたします。

ロ 使用する燃料については、特に指定いたしません。受給期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ 応札時点で営業運転を開始していない設備等、および当社とオンライン信

号（簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない設備等の場合、入札時までに約款にもとづく接続検討が終了していること、契約開始時までに設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

また、電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、契約期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

やむを得ず契約期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取り扱いについては、必要に応じて別途協議いたします。

(4) 最低容量

0.1 万 kW 以上

最低入札容量は0.1万kW（1kW単位）となります。

(5) 入札単位

原則、容量単位

イ 入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。

ただし、DRを実施可能な需要者を集約し、各需要者の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要者をまとめて1入札単位といたします。なお、複数の需要者をまとめて1入札単位とする場合、DRを活用するすべての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約を締結している必要があります。

ロ 応札いただく電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に設備容量を超過していたことが明らかとなった場合は、当該応札を無効とさせていただきます。

ハ 応札者の契約設備が、他の応札者と重複しており、当該契約設備に対する応札kWの合計値が、当該契約設備の設備容量を超過している恐れがある場合においては、当該契約設備を用い応札した全応札者に対し、その旨を通知し、

当該契約設備の応札kWの妥当性を確認いたしますので、当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答してください。確認の結果、当該契約設備の応札kWを、設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、また、期日までに回答いただけない場合は、当該契約設備の応札kWの妥当性が確認出来ないため、全応札者に対して当該契約設備を無効としたうえで評価いたします。

なお、確認の結果、応札者の当該契約設備に対する応札kWに変更が生じた場合においても、入札書に記載した契約電力は変更できないものといたします。

DRを実施可能な需要者を集約し、電力の供出を行なう場合、応札者は、上記について各需要家へ十分説明いただき、当該取扱いについて理解・承諾をいただいたうえで応札してください。

ニ 当社への入札と同一の契約電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般電気事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象か、応札時に明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）また、この場合の入札は次の通りとさせていただきます。

(イ) いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名（契約電源等名称）としていただきます。

(ロ) 複数の需要者をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家がすべて一致するようにしていただきます。また、供出電力（kW）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。

なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

(6) 上限価格の設定

当社は容量単価（円/kW）について上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象といたします。

2. 当社からの指令で制御可能とするために必要な設備要件は、原則として以下のとおりといたします。

(1) 設備要件

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での応札の場合

応札いただく契約設備については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

調整実施 ※調整実施指令信号

※ 属地TSOからの契約設備に対する出力指令を受信していただきます。なお、原則として運転継続時間（3時間）にわたり調整を実施した後、自主的に契約設備の計画値に復帰していただきますので、属地TSOから別途復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

(ロ) 送信信号

調整実施了解 ※調整実施了解信号

※ 属地TSOからの受信信号に対する打ち返しとし、属地TSOからの信号受信から調整実施までに相応の時間がある契約設備については、調整実施了解の旨（以降、調整準備を行ない、別途属地TSOと取り決めた時間（本章第3項（1）イにもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を、属地TSOからの信号受信から遅滞なく調整実施可能な契約設備については、調整完了の旨（当該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可といたしますが、詳細は別途協議いたします。）を、それぞれ通知いただくものといたします。

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」

(JESC Z0004(2016))へ準ずる必要があります。加えて、属地TSOの電力制御システムに接続することになるため、属地TSOが定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

ロ 簡易指令システムを用いた応札の場合

応札いただく契約設備については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a 調整実施

(a) 調整実施指令信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

(b) 調整実施指令変更信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

(c) 調整実施取消信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

b 送信信号

(a) 調整実施可否 ※調整実施可否信号

※ 当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものといたします。

なお、当該機能について、契約者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインVer1.1」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

通信仕様については、OpenADR 2.0bに準拠いたします。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.1) および

ダイヤモンドリスポンス・インタフェース仕様書第2.0版を参照してください。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する契約設備から供出される電力の合計が100万kW以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等）していただく必要があります。

3. 電源 I 〳 廠気象対応調整力が満たすべき運用要件は原則として以下のとおりいたします。

(1) 運用要件

イ 電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供

当社からの平日時間における指令に対し、電源 I 〳 廠気象対応調整力を提供していただきます。また、平日時間以外の時間においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。

ロ 指令応動時間が3時間以内

平日時間において、当社からの指令により、3時間以内に電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力の供出が可能であることが必要です。

ハ 運転継続時間が原則3時間以上

(イ) 原則として3時間にわたり当社の指令に応じた電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力の供出が継続可能であることが必要です。

(ロ) 電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力での運転継続時間が3時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。

ニ 平日時間における発動回数が12回以上

(イ) 平日時間における発動回数は12回以上とさせていただきますが、制限を設けることを希望される場合応札時に申し出ていただきます。

(ロ) 平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超過する場合および平日時間以外の時間においても、当社から電力の供出を要

請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。

(ハ) 当社からの電力の供出指令および要請は、同日中の複数回発動および連日の発動となる場合があります。

ホ 定期点検、補修作業時期調整の応諾

定期点検等は、厳気象発生日以外の期間にて実施してください。

ヘ 計画等の提出

当社の求めに応じて契約設備の発電等計画値（DRを活用した契約者の場合は、需要家ごとの内訳を含みます。）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。

ト 設備トラブル対応

厳気象発生日においては、設備不具合等の発生時には、速やかに当社および属地TSOへ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

チ 目的外活用の禁止

落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備の電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kW）契約ならびに電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。

(2) その他

イ 技術的信頼性

(イ) 応札していただく設備等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績（DR実証試験による実績を含みます。）を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力の供出を行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(ロ) 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。

a 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出

b 当社からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施

- c 現地調査および現地試験
- d その他、当社が必要と考える対応(過去に契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者について、契約電力を供出できることを証明する資料の追加提出など)
- (ハ) 電源Ⅰ 〳 廠気象対応調整力提供期間において、契約設備の機能等に変更があった場合は、適宜、当社および属地TSOに連絡していただきます。
- ロ 準拠すべき基準
 応札していただく設備等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

第6章 応札方法

1. 応札者は、当社に対して、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。

なお、提出された入札書（写しを含みます。）は返却いたしません。

(1) 入札書の提出

イ 提出書類

様式1『入札書』および添付書類

ロ 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。

ハ 提出場所

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室 電源調達・契約グループ

ニ 募集期間

2019年8月30日（金）～ 2019年10月28日（月）

(イ) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

(ロ) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には前日までに当社までご連絡をお願いいたします。

<ご連絡先>

東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室 電源調達・契約グループ

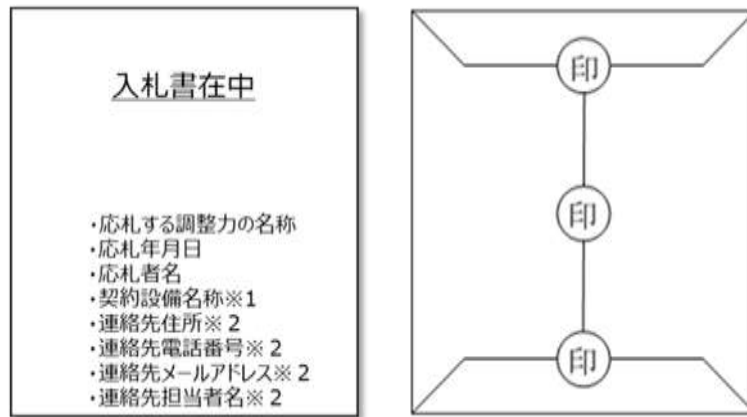
電話：03-6363-1176(直通)

ホ 入札を無効とするもの

(イ) 記名押印のないもの

(ロ) 提出書類に虚偽の内容があったもの

※入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 応札者が複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

(例) ○○A、○○B (○○アグリA、○○アグリB)

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- イ 入札書 (様式1)
- ロ 応札者の概要 (様式2)
- ハ 契約設備の仕様 (様式3-1、3-2、3-3)
- ニ 契約設備の運転実績について (様式4)
- ホ 運用条件に関わる事項 (様式5)
- へ 代替設備一覧表 (様式6 提出可能な場合のみ 落札決定後の提出も可能)
- ト 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

※ 入札書および添付書類は日本語で作成してください。また、使用する通貨については円貨を使用してください。

※ 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量価格、上限電力量単価に含めないでください。

※ 公租公課における事業税相当額については、以下のとおり取り扱いま

す。

- ・ 応札者が収入金課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。
- ・ 応札者が所得課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしません。

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

(3) 1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

イ 入札書（様式1）

●●●●年●月●日

入 札 書

東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 宛

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●● 印

東京電力パワーグリッド株式会社が公表した「2019 年度電源 I ㄥ 厳気象対応調整力募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

1 発電機または DR 事業者の所在地および契約設備名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機														
2 電源 I ㄥ 厳気象対応調整力契約電力（送電端値）	●kW														
3 運転継続時間	●時間連続可能														
4 電源 I ㄥ 厳気象対応調整力提供可能時間	●時～●時（9 時～20 時）の間														
5 容量価格（1kW あたりの価格×電源 I ㄥ 厳気象対応調整力契約電力）	●円														
6 上限電力量単価	1 kWh あたり ●円 ●銭														
7 当社からの指令方法 （該当するものを○（マル）で囲む）	<ul style="list-style-type: none"> ・専用線オンライン ・簡易指令システムを利用したオンライン 														
8 指令応動時間	●分 （3 時間（180 分）以内）														
9 厳気象対応調整発動可能回数	●回（12 回以上）														
10 非価格要素評価	合 計 ●点 加点項目 1（加点要素1） ●点														
11 他の応札との関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">重複入札</th> <th style="width: 25%;">複数入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源 I 周波数調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源 I 需給バランス調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力調整力公募</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （該当するものに○（マル）をつけてください。）				重複入札	複数入札	電源 I 周波数調整力			電源 I 需給バランス調整力			東北電力調整力公募		
	重複入札	複数入札													
電源 I 周波数調整力															
電源 I 需給バランス調整力															
東北電力調整力公募															

1 2 応札量の調整が可能な場合の調整契約電力 ^{※1}	
調整契約電力（送電端値）	
●kW～●kW ^{※2}	
●kW～●kW	
●kW～●kW	
<p>※容量単価は（5 容量価格 ÷ 2 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力（送電端値））、 上限電力量単価は6の値を適用するものといたします。</p>	
1 3 落札した場合、kWh 契約として締結いただける契約 ^{※3} （該当するものを○（マル）で囲む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源Ⅱ 周波数調整力契約 ・ 電源Ⅱ 需給バランス調整力契約 ・ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）契約
1 4 計量器の有無 ^{※3}	有 ・ 申請中 （該当するものに○（マル）をつけてください。）

※1 募集容量に達する、もしくは超過するまでの調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札（第2項に記載する電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力での応札）の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力（調整契約電力）についても記載いただければ、それらの内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札案件決定の方法」「[ステップ5] 落札案件の仮決定」を参照してください。

※2 調整契約電力については、幅（●kW 以上～●kW 未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW 単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量価格は調整契約電力×容量単価で求まるものといたします。）

※3 当社が属地 TSO とならない場合は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）しか選択できません。

※4 DR を活用して契約される場合は、属地 TSO の約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載してください。

なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載してください。

ロ 応札者の概要（様式2）

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	●●県●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資本金（円）	●,●●●
売上高（円）	●,●●●
総資産額（円）	●,●●●
従業員数（人）	●,●●●
事業税課税標準	収入金課税 ・ 所得課税

（作成にあたっての留意点）

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 応札主体が、JV または合弁会社の場合や契約後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 応札者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んでください。

ハ-1 契約設備の仕様 (様式3-1)

契約設備の仕様 (火力発電機)

1. 発電機の所在地

- (1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●
- (2) 名称 ●●火力発電所 ●号発電機
- (3) 受電地点特定番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●

2. 営業運転開始年月日 ●●●●年●●月●●日

3. 使用燃料・貯蔵設備等

- (1) 種類 ●●
- (2) 発熱量 ●● (kJ/t)
- (3) 燃料貯蔵設備 総容量 ●●● (kl)
タンク基数 ● 基
備蓄日数 ● 日分 (100%利用率)
- (4) 燃料調達計画

4. 発電機

- (1) 種類 (形式) ●●●●
- (2) 定格容量 ●●● kVA
- (3) 定格電圧 ●● kV
- (4) 連続運転可能電圧(定格比) ●●% ~ ●●%
- (5) 定格力率 ●● %
- (6) 周波数 50 Hz
- (7) 連続運転可能周波数 ●●Hz ~ ●●Hz

5. 熱効率、所内率

- (1) 発電端熱効率 ●● %
- (2) 送電端熱効率 ●● %
- (3) 所内率 ● %

○発電機の性能 (発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能を証明する書類を添付してください。

ハ-2 契約設備の仕様 (様式3-2)

契約設備の仕様 (水力発電機)

1. 発電機の所在地

- (1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●●
(2) 名称 ●●水力発電所 ●●号発電機
(3) 受電地点特定番号 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

2. 営業運転開始年月日 ●●●●年●●月●●日

3. 最大貯水容量 (発電所単位で記載) ●● (10³ m³)

4. 発電機

- (1) 種類 (形式) ●●式
(2) 定格容量 ●●●● kVA
(3) 定格電圧 ●● kV
(4) 連続運転可能電圧 (定格比) ●●% ~ ●●%
(5) 定格力率 ●● %
(6) 周波数 50 Hz
(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz ~ ●●Hz

5. 所内率 ● %

○発電機の性能 (発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能を証明する書類を添付してください。

ハ-3 契約設備の仕様 (様式3-3)

契約設備の仕様 (DR を活用した設備等)

1. アグリゲーターの所在地

- (1) 住所 ●●県●●市●●町●●番●●
 (2) 名称 ●●

2. アグリゲーターが集約する需要家等の一覧

需要家名称	住所	供給地点 特定番号	供出電力 (kW) ※1	電圧 (kV)	電源等種別※2	供出方法	指令 手段	他需要抑制 契約の状況※3	計量器の有 無※4
Aaa	*****	*****	■ kW	■ kV	・電源(自家発等) ・需要抑制	ラインの一部 停止	電話連 絡、手動 遮断	①	有・申請中
Bbb	***** *	*****	■ kW	■ kV		自家発の起動		①	有・申請中
Ccc	***** *	*****	■ kW	■ kV				③	有・申請中

○契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能といたします。

※1: 供出電力 (kW) が、電源設備または負荷設備の容量 (送電端値) 以下であることが必要です。同一の設備 (または需要家) を他の応札案件と共有する場合は、それらの供出電力 (kW) と供出電力量 (kWh) が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの案件への供出電力 (kW) の合計値が、当該設備 (または需要家) 容量 (送電端値) 以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備 (または需要家) からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを添付してください。(様式は問いません。)

同一設備 (または需要家) を共有する他の応札案件にも同様の資料を添付いただいた上で、それぞれの案件で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合 (それぞれの案件での当該設備 (または需要家) からの調整力供出 (電力 (kW) /電力量 (kWh)) の現実性が確認できない場合) は、当該設備 (または需要家) を用い応札した全応札に対し、当該設備 (または需要家) を除外して評価いたします。

※2: 該当項目を○ (マル) で囲んでください。(双方使用の場合は双方に○)

※3: 集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を記載してください。

- ①本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ (他アグリゲーターからの応札なし)
- ②本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ (他アグリゲーターからの応札あり)
- ③一般送配電事業者以外に、小売電気事業者へも提供

※4: 属地 TSO の約款に基づく計量器の有 (ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方を○ (マル) で囲んでください。

3. 各需要家ごとに下記書類を添付

- (1) 発電設備の場合: 発電機の基本仕様書、起動カーブ、運転記録、運転体制
- (2) 負荷設備の場合: 対象負荷設備の容量、制御方法、運転体制

ニ 契約設備の運転実績について（様式4）

契約設備の運転実績について

○電源 I ㄱ 廠気象対応調整力を供出する電源等の運転実績（前年度実績）について記入してください。

（DR を活用して応札される場合、当社との調整力契約実績や、瞬時調整契約の実績、DR 実証事業* 等への参画実績等を記載ください。）

*一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した平成 26 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金（補正予算に係るもの）のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」、および、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した（平成 28 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型ダイヤモンドリソース実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および（平成 29 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A 事業、VPP 構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した（平成 30 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」および（平成 31 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」を指します。

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに試験成績書を提出してください。

設備運転実績

契約設備名称	●●発電所 ●号発電機
出力／総使用量	●●, ●●●●kW
営業使用開始年月	●●●●年 ●●月
運転年数	●●年 ●●ヶ月（●●●●年●月末時点）
総発電電力量／総使用電力量	●●, ●●●●kWh（●●●●年●月末時点）
設備利用率※	約●●%

※DR を活用して応札される場合は、記載不要です。

DR における瞬時調整契約等により前年度当社に提供した実績

日付	時間	発動実績 kWh	契約電力 kW	契約電力未達時割戻料金対象
例 2017/9/3	15:00~18:00	300kWh	100kW	対象外
▲/▲/▲	▲:00~▲:00	▲▲kWh	▲▲kW	対象
■/■/■	■:00~■:00	■■kWh	■■kW	対象外

※ 複数の DR 実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

- 定期検査の実施実績について記入してください。
- 応札された電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。
- ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。
- 実績については、発動日時点で当社と契約している設備の発動実績の合計値を記載してください。

ホ 運用条件に関わる事項（様式5）

運用条件に関わる事項

<p>運転継続時間</p>	<p>※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。</p>
<p>運転管理体制</p>	<p>※当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。</p>
<p>給電指令対応システム</p>	<p>※当社からの指令に応じるためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲーターが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。）</p>
<p>その他</p>	<p>※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。</p>

へ 代替設備一覧表（様式6）

代替設備一覧表

事業者 名称	代替設備名称	提供可能電 力(kW)	運転継続時 間(h)	設 備 所 在 地

（作成にあたっての留意点）

- ・ 設備等の性能を証明する書類を添付してください。
- ・ 代替設備の扱いについては協議させていただきます。
- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

チ 入札辞退書（様式7）

●●●●年●月●日

入 札 辞 退 書

東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 ●● ●● 宛

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●● 印

東京電力パワーグリッド株式会社の「2019年度電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集」に下記内容で入札しましたが、都合により入札を辞退いたします。

1 発電機またはDR事業者の所在地および契約設備名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機												
2 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力（送電端値）	●kW												
3 運転継続時間	●時間連続可能												
4 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能時間	●時～●時（9時～20時）の間												
5 容量価格（1kWあたりの単価×電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力）	●円												
6 上限電力量単価	1 kWhあたり ●円 ●銭												
7 当社からの指令方法（該当するものを○（マル）で囲む）	<ul style="list-style-type: none"> ・専用線オンライン ・簡易指令システムを利用したオンライン 												
8 指令応動時間	●分 （3時間（180分）以内）												
9 廠気象対応調整発動可能回数	●回（12回以上）												
10 非価格要素評価	合計 ●点 加点項目 1（加点要素1） ●点												
11 他の応札との関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">重複入札</th> <th style="width: 25%;">複数入札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源Ⅰ周波数調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源Ⅰ需給バランス調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北電力調整力公募</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> （該当するものに○（マル）をつけてください。）		重複入札	複数入札	電源Ⅰ周波数調整力			電源Ⅰ需給バランス調整力			東北電力調整力公募		
	重複入札	複数入札											
電源Ⅰ周波数調整力													
電源Ⅰ需給バランス調整力													
東北電力調整力公募													

1 2 応札量の調整が可能な場合の調整契約電力

調整契約電力（送電端値）
●kW～●kW
●kW～●kW
●kW～●kW

※容量単価は（5 容量価格÷2 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力（送電端値））、
 上限電力量単価は6の値を適用するものといたします。

1 3 落札した場合、kWh 契約として締結いただける契約
 （該当するものを○（マル）で囲む）

- ・ 電源Ⅱ周波数調整力契約
- ・ 電源Ⅱ需給バランス調整力契約
- ・ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）契約

1 4 計量器の有無

有 ・ 申請中
 （該当するものに○（マル）をつけてください。）

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもって確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象といたします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。

〔ステップ1〕 価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は99点といたします。

入札案件の中で最も安価な入札価格[円/kW]（以下「基準入札価格」といいます。）を基準として、次式のとおり、評価用容量単価、評価用電力量単価、入札価格および価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします。）を算定いたします。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{評価用容量単価} + \text{評価用電力量単価}} \times \text{価格要素評価配点 (99点)}$$

評価用容量単価

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{容量価格}}{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力(送電端値)}} \\ &\times \frac{\text{運転継続可能時間 (3時間)}^{\ast 1}}{\text{運転継続時間}} \\ &\times \frac{11\text{時間}}{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間}^{\ast 2}} \end{aligned}$$

評価用電力量単価 = 上限電力量単価 × 年間想定発動回数(3.6回) × 3時間

※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は3時間といたします。

※2 電源 I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間が11時間を超過する場合は11時間と

いたします（9時～20時の間）。

[ステップ2] 非価格要素評価点の算定

非価格要素評価配点は1点といたします。

次の非価格要素について評価を行ない、非価格要素評価点を算定いたします。

(1) 加點評価

加點項目1 +1点：指令応動時間が1時間未満のもの

ただし、加點項目1は、当社が属地TSOとならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから加點評価いたしません。

[ステップ3] 総合評価点の算定

ステップ1で算定した価格要素評価点とステップ2で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位付けいたします。総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位といたします。

なお、順位の決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る入札案件があった場合、経済的要素での適正な評価を行なう観点から、以下の方法により入札案件の順位を決定いたします。

(1) 総合評価点が高い入札案件を評価順位の1位とし、当該案件を除く入札案件において、ステップ1の価格要素評価点の再算定（基準入札価格の補正）を行ない、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から評価順位2位以降の順位を決定いたします。

(2) 上記（基準入札価格の補正）後も価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る応

札者があった場合は、(基準入札価格の補正)を繰り返し、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。

[ステップ 4] 東北が属地TSOとなる案件の評価

東北電力が属地TSOとなる案件(以下、「東北案件」といいます)については、ステップ 3 における順位の下位の案件から順に、以下の処理を行います。

- ・当該東北案件の容量単価に350円/kWを加算し、ステップ3における当該案件の次の順位の案件の容量単価と比較します。
- ・当該東北案件の容量単価の方が低い場合は、順位の変更はせず、当該東北案件の容量単価の方が高い場合は、順位を入れ替え、さらに次の順位の案件の容量単価と比較し、以降、順位の変更がなくなるまで繰り返します。

(これを全ての東北案件の順位変更がなくなるまで行います)

東北案件の容量単価が同額となる場合は、ステップ3の評価点により順位付けいたします。

[ステップ 5] 落札案件の仮決定

ステップ 4で順位付けした評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として選定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(3時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を応札量として見做します。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として順位付けし、ステップ4の再評価を行い、落札案件を仮決定いたします。

この際、入札書(様式 1)の項目12に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定いたします。また、東北案件からの調達量の上限は25万kWとしま

す。

〔ステップ 6〕 落札案件の決定

ステップ5にて落札案件として仮決定した案件のうち、東北電力が実施する調整力公募に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件（以下、「競合案件」といいます。）は、属地TSOである一般送配電事業者が落札するものとし、属地TSO以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ3～5の再評価を行います（これを競合案件がなくなるまで行います。）

また、ステップ5にて落札案件として仮決定とならなかった当社が属地TSOとなる案件のうち、東北電力が実施する調整力公募に応札され、東北電力において落札案件として仮決定した案件は、東北電力が落札するものとし、当社は当該案件を除いてステップ3～5の再評価を行います。

これを全ての競合案件がなくなった段階で、落札案件として仮決定している案件を落札案件として決定いたします。

なお、やむを得ず募集容量を超過した場合は、入札書（様式 1）の項目12の記載によらず、募集容量から当該超過分を控除する協議をさせていただくことといたします。

〔ステップ 7〕 契約協議

落札者と募集に合わせて公表する電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kW）契約書（ひな型）および電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）（または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書（ひな型））にもとづき、契約協議を行ないます。

なお、当社が属地TSOとならない場合は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）（または、電源Ⅱ周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書（ひな型））にかえて、属地TSOと落札者と当社の三社間で契約（以下「三社間契約」）を締結していただきます。

第8章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。

(1) 契約期間

電源Ⅰ 蔵気象対応調整力契約期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までといたします。

(2) 基本料金

当社が容量価格を月ごとに分けて支払い

イ 容量価格（＝容量単価（円/kW）に電源Ⅰ 蔵気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、契約月数（2020年4月から2021年3月の12ヶ月間）で除して月ごとに分けて原則翌月に支払うものといたします。

ロ 端数は年度末の3月分で調整するものといたします。

ハ 容量価格の算定根拠について、当社から確認させていただく場合がございます。

(3) 従量料金

当社指令にしたがって電力の供出をしたことにもなう従量料金については、当社と別途締結する電源Ⅰ 蔵気象対応調整力(kWh)契約（または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）にもとづき精算するものといたします。

イ 契約者は、上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）、起動費（発電設備に限ります。）の単価表を定期的（原則として毎週火曜日12時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）といたします。）に当社および属地TSOまで提出していただきます。ただし、単価に変更がない場合、当社および属地TSOにその旨を連絡することで提出の代わりとすることといたします。なお、各単価については、コストを踏まえた設定としてください。

ロ 申出単価の算定根拠について、当社から確認させていただく場合があります。

ハ 申出単価には上限を設けさせていただきます。なお、上限については入札書（様式1）の項目6に記載の上限電力量単価とし、従量料金算定時に申出単価の上限として適用いたします。

ニ 当社指令による上げ調整費用（上げ調整量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）に係る料金を属地TSOと契約者間で毎月ごと（kWh確定の翌月までに）に精算するものといたします。

ホ 上げ調整のみにに応じていただける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、30分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合には、当該コマの属地TSOのインバランス価格にて属地TSOと契約者間で精算するものといたします。

なお、DRを活用した契約者の場合、調整量は約款における損失率を考慮したうえで算定いたします。

ヘ 火力発電所等が電源 I 廠気象対応調整力を供出するために部分負荷運転等を実施し、そのことにより要した燃料費増分等の費用については、従量料金でのお支払いはいたしません。

※ (2)および(3)について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者が収入金課税となる場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたします。

一方、属地TSOが支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

(4) 計量器

原則として、発電機ごとに計量器を設置していただきます。

イ 前述の従量料金の算定のために、原則として発電機（契約単位）ごとに記録型計量器を取り付け、30分単位での計量を実施いたします。

ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施い

たします。

ハ 送電端と異なる電圧で計量を実施する場合は、別途協議により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。

ニ DRを活用した契約を希望される場合は、属地TSOの約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増（需要減）を特定できる前提においては、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要といたします。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家の状況（計量器の種類・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

ホ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合は、属地TSOの約款にもとづき計量器を設置・取り替えさせていただきます。

なお、計量器の設置に係る費用は契約者の負担といたします。

(5) 運用要件

運用要件の遵守

契約者は、契約設備について本要綱第5章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約書および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書（または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書）における運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(6) 新設設備

事前に設備要件等の確認ができることが必要となります。なお、必要により試験結果等を提出していただきます。

(7) 停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

イ 契約者は、当社が定める期日までに契約設備の停止計画の案を当社に提出

していただきます。

ロ 他の契約設備の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。

ハ 契約者は、厳気象発生月においては、毎週火曜日までに、電力の供出可能量（発電設備であれば発電可能量、DRを活用した設備であれば抑制効果量）を当社に提出していただきます。

なお、厳気象発生月以外においても当社からの要請にもとづき、翌週の供出可能電力を提出していただきます。ただし、電力の供出可能量に変更がない場合、当社にその旨を連絡のうえ、提出は不要といたします。

(8) 停止日数

計画停止、計画外停止

イ 平日時間において、契約者の設備トラブルや定検等、または当社が調整力の提供を受けるために予め確保していた連系線容量を減少させる必要が生じた場合等、当社の責とならない事由で、電源Ⅰ（厳気象対応調整力の一部でも当社に提供できなくなった日（契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。）を、原則として停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。

ロ 停止日数には、出力一定作業や並解列の制約および揚水発電所における揚水機能の制約等を含みます。これらは、計画・計画外を問わず作業停止伝票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停止伝票を発行していただきます。

ハ なお、前日12時までにあらかじめ定めていただいた電源Ⅰ（厳気象対応調整力を供出可能な代替設備を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外するもの）といたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。

ニ 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。

(9) ペナルティ

イ 契約電力未達時割戻料金

(イ) 平日時間において、契約者の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由により、当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が3時間以上の場合は3時間といたします。）において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」といいます。）が電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力を2で除してえた値に達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、年度末の3月分の基本料金から割引くものといたします。

なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の「電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力」および「本項イ(ロ)で定義する一部供出電力」は30分単位の値として2で除してえた値といたします。

(ロ) 契約電力未達時割戻料金の算定式

契約電力未達時割戻料金＝各コマの未達度合い合計÷（発動回数^{※1}×3時間×2コマ）×基本料金×1.5

未達度合い＝（電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力－調整電力評価量^{※2}）÷電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力

ただし、事前に電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。）の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合を算定いたします。

未達度合い＝（一部供出電力－調整電力評価量^{※3}）÷電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力＋（電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力－一部供出電力）÷電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW)契約電力

※1 運用要件に定める最低発動回数の12回といたします。

ただし、12回を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、その超

えた回数（発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じていただいた回数）を加えた回数といたします。

※2 調整電力評価量の算出

調整電力量 < 電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約電力 × 0.9 の場合は0、
調整電力量 ≥ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約電力 × 0.9 の場合は
電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約電力を上限といたします。

※3 調整電力評価量の算出

調整電力量 < 一部供出電力 × 0.9 の場合は0、調整電力量 ≥ 一部供出電力 × 0.9 の場合は一部供出電力を上限といたします。

ロ 停止割戻料金

(イ) 停止日数に応じて、以下の算定式より停止割戻料金を算定し、年度末の3月分の基本料金から割り引くものといたします。

(ロ) 停止割戻料金の算定式

停止割戻料金 = (廠気象発生月の平日停止日数 ÷ 当該年度の廠気象発生月の平日数合計) × 基本料金

※ ただし、一部供出電力の申し出があり、当社がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正したうえで合計いたします。

修正後の停止日数 = 修正前の停止日数 ×

(電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力 × 運転可能時間 / 3時間 - 一部供出電力 × 一部供出電力の運転可能時間 / 3時間)

÷ (電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力 × 運転可能時間 / 3時間)

(ハ) 上記による「契約電力未達時割戻料金」と「停止割戻料金」の合計額は、年間の基本料金以下といたします。

(10) 契約の解除

イ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約

本項において、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約を契約者および当社および東北電力の3社により締結する場合は、「契約者または当社」

を「契約者または属地TSOもしくは当社」と読み替えることといたします。

(イ) 契約者または当社が、電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW) 契約の履行を催告するものいたします。

(ロ) 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW) 契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができるものいたします。ただし、意図的な契約不履行等があった場合は、ただちに契約を解除することができるものいたします。

(ハ) 契約者または当社が、電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW) 契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができるものいたします。

(a) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(b) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(c) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(d) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(ニ) 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方の損害賠償の責を負うことといたします。

ロ 電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kWh) 契約

(イ) 契約者または属地TSOもしくは当社が、電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kWh) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または属地TSOもしくは当社は

違反した相手方に対して、書面をもって電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の履行を催告するものといたします。

(ロ) 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を履行しなかった場合、契約者または属地TSOもしくは当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を解除することができるものといたします。ただし、意図的な契約不履行等があった場合は、ただちに契約を解除することができるものといたします。

(ハ) 契約者または属地TSOもしくは当社が、電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または属地TSOもしくは当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を解除することができるものといたします。

- (a) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (b) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (c) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (d) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(ニ) 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方の損害賠償の責を負うことといたします。

(11) アグリゲーターに関する事項

イ アグリゲーターが電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW) 契約ならびに電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(イ) アグリゲーターが当社指令に応じて電源 I 〳 廠気象対応調整力を提供すること。

(ロ) アグリゲーターが供出する電源 I 〳 廠気象対応調整力が0.1万kW以上であり、かつ、アグリゲーターが複数の需要家を束ねて電源 I 〳 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。

a 需要家に対して、次の (a) および (b) の事項を定めた電源 I 〳 廠気象対応調整力供出計画を適時策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること

(a) 発電等出力増の量

(b) 発電等出力増の実施頻度および時期

b 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること

c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること

d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW) 契約ならびに電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の履行に支障をきたさないこと

(ハ) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

(ニ) 電源 I 〳 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が属地TSO約款 (計量)) における技術上・経済上やむをえない場合等特別の事情があつて計量器を取り付けない事業者等、に該当しないこと。

- (ホ) アグリゲーターが、需要家に属地TSOの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が属地TSOの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- ロ 原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。
- ハ 確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担といたします。
- ニ 調整力ベースラインの設定にあたっては、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。なお、ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものといたします。
- ホ 調整電力量（需要抑制量）の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものといたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。

(12) 調整電源および調整負荷としての扱い

当社からの指令に応じ、契約設備が発電または需要抑制等により、電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力の供出を行っている期間については、その契約設備は、約款における「調整電源」または「調整負荷」とみなします。ただし、その期間は、当社からの指令を受信し、指令応動時間経過時点から運転継続時間（原則3時間）経過時点までといたします。

(13) 目的外活用の禁止

契約設備のうち、電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力分については、当社の承諾を得た場合を除き、1年を通じて当社への電源 I 〳 廠気象対応調整力の供出以外に活用しないことといたします。

※ ただし、アグリゲーターが、本要綱にもとづき締結する電源 I 〳 廠気象対応

調整力（kW）契約における電源Ⅰㄱ廠気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰㄱ廠気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、その場合は、応札時にその旨を申し出ていただきます。

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

- (1) 電源Ⅰ 蔵気象対応調整力(kWh)契約（または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約）を締結した契約者は、当社の指令に応じる際の1kWhあたりの価格をあらかじめ当社および属地TSOに提示するものいたします。

なお、価格設定にあたっては、コストを踏まえた設定としてください。

イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、GC時点の計画値と実績との差分電力量に以下のkWh対価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定いたします。

V1：上げ調整を行なった場合の増分価格(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行なった場合の減分価格(円/kWh) を設定

ロ DR設備を活用した応札者の場合

精算時は、調整力ベースラインと実績との差分電力量に属地TSOの約款における損失率を考慮したうえで、以下のkWh対価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定いたします。

V1：上げ調整を行なった場合の増分価格(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行なった場合の減分価格(円/kWh) を設定

・発電設備を活用した契約者の場合、属地 TSO の約款上、BG (balancing group) 最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と属地 TSO の対価の授受として以下のように定めます。

Y-X>0 の場合 (DR を活用した契約者の場合は X-Y)

差分×V1 (上げ調整に応じていただける契約者に限ります。) を属地 TSO のが契約者に支払います。ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません。

Y-X<0 の場合 (DR を活用した契約者の場合は X-Y)

差分×V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。) を契約者が当社に支払います。ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×属地 TSO のインバランス単価 (当該時刻における、属地 TSO のインバランス単価) を契約者が属地 TSO に支払います。

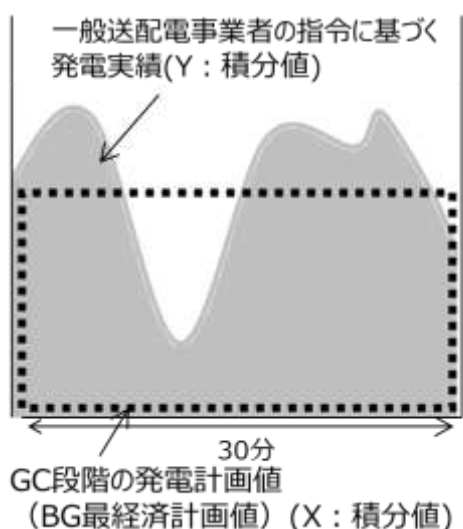
Y-X=0 の場合 (DR を活用した契約者の場合は X-Y)

対価の授受は発生しません

X : GC 時点での発電計画値の積分値

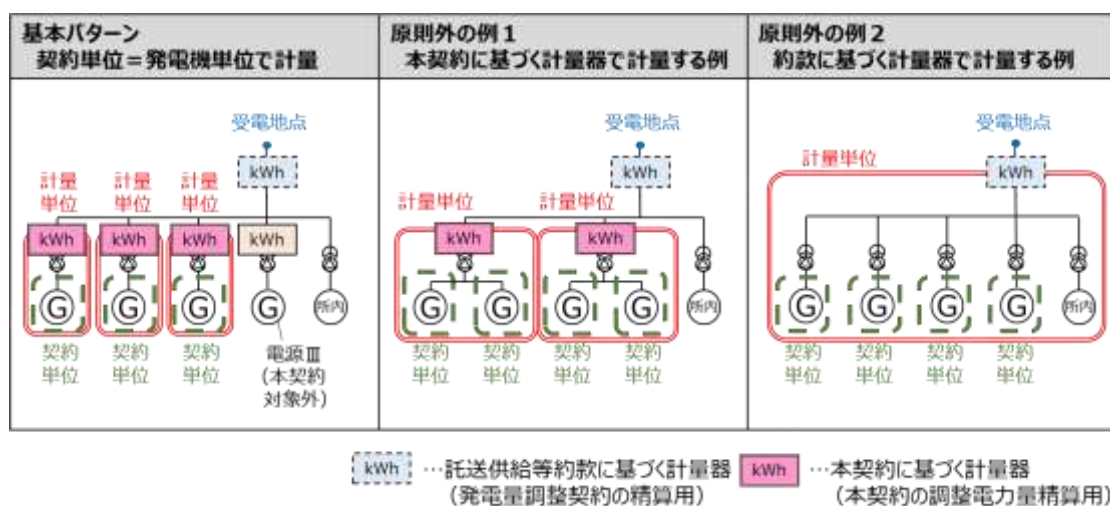
Y : 当社の指令にもとづく発電実績の積分値

・DR を活用した契約者の場合、X を「調整力ベースラインから求められる積分値」に Y を「当社の指令にもとづく需要実績の積分値」に読み替えたうえで、 $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じ算定いたします。



2. 計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

- (1) 本要綱の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機単位で計量いたしますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。
- (2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。



3. 機能の確認・試験について

電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約（または、これに代わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、応札者（または契約者）はその求めに応じていただきます。

- (1) 試験成績書の写し等、契約設備の性能を証明する書類等の提出
- (2) 当社からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施
- (3) 現地調査および現地試験
- (4) その他、当社が必要と考える対応

以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

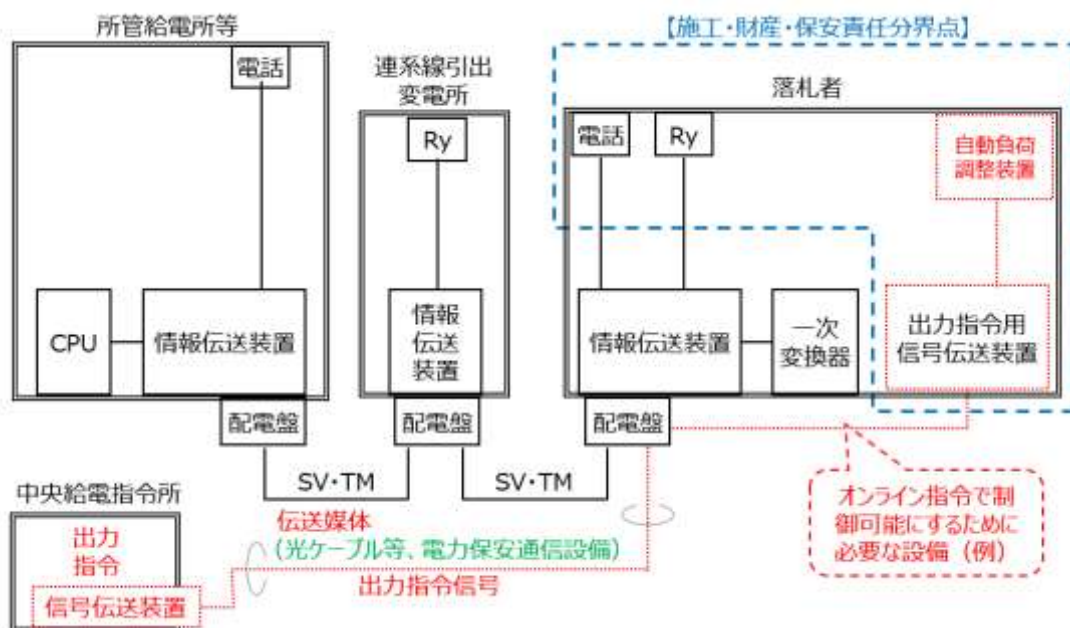
機能	確認方法			試験内容（例）
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
給電情報自動伝送		○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 中給との対向試験を実施。 (専用線オンライン(簡易指令システムを用いたものを除きます。)で応札される契約設備に限ります。)
制御試験	○			<ul style="list-style-type: none"> ■ 現地 (DR を活用した契約設備においては、アグリゲーター～需要家までを含みます。)での調整指令に対する調整量の確認。
オンライン調整機能 (簡易指令システムを用いたものを含みます。)		○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 中給との対向試験を実施。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約設備の性能を証明する書類等の提出で確認する。

4. オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備について

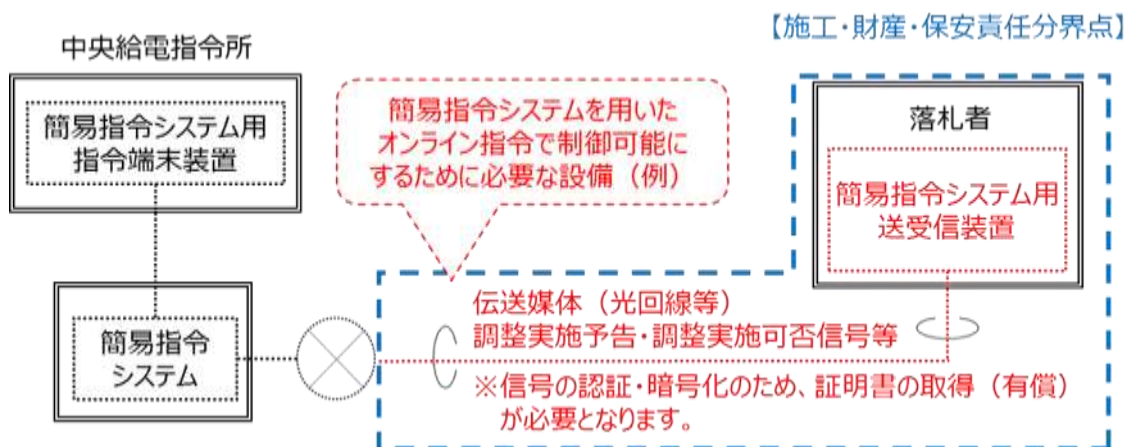
- (1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、中給からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にする為の設備等は、応札者の費用負担にて設置いただきます。

また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行なう通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例（発電設備を活用した場合の例）を以下に示しますので参照してください。

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合



ロ 簡易指令システムの場合



(2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室 電源調達・契約グループへご相談ください。ただし、当社が属地TSOとならない場合で、専用

線オンラインにて応札される場合は、属地TSOとなる一般送配電事業者へご相談ください。

5. 運用に関する協議について

落札後の契約協議が整った場合には、10年に1回程度の厳気象対応（猛暑および厳寒）時等の需給ひっ迫時等に加え、調整力コスト低減を目的（当社エリア外を含みます。）に活用することについて、協議をさせていただくことがあります。